アルミニウム圧延・押出製品製造職種（仕上げ作業）

作業の定義	圧延加工、押出加工、引抜加工で得られたアルミニウムおよびアルミニウム合金の材料を用い、顧客の要求仕様に仕上げる作業であり、製品の歪を除去し、製品寸法に切断し、製品を検査する作業をいう。 また、技能実習事業場は以下の安全衛生活動が行われている。 1．安全衛生法令に基づき、従業員の安全と健康の確保を目指した作業管理・健康管理の諸活動の展開。 2．事業場の安全衛生の方針・目標・計画・組織が明確になっていて、全従業員が参加する活動。	
必須業務（移行対象職種・作業で必ず行う業務）	第1号技能実習	第2号技能実習
	（1）仕上げ作業 ①製品寸法切断作業 1．材料のセット～切断～取出し、端面処理 ②生産実績収集作業 1．寸法測定結果、不良実績、設備稼働実績の記録 ③製品反り曲り取り矯正作業 1．材料のセット～矯正～取出し （矯正機運転） ④製品検査作業 1．製品寸法切断作業及び、仕上げ検査で使用する測定器の取扱技術習得 2．引張試験 引張試験機の基本的な操作方法の習得	（1）仕上げ作業 ①製品寸法切断作業 1．材料のセット～切断～取出し、端面処理 2．設備運転管理（稼働前・運転中の点検） ②生産実績収集作業 1．寸法測定結果、不良実績、設備稼働実績の記録 2．各データの集約と、グラフ・図を用いた傾向把握 ③製品反り曲り取り矯正作業 1．製品の反り曲りの測定値と規格値との比較 2．矯正機の条件設定と矯正機運転 3．設備運転管理（稼働前・運転中の点検） ④製品検査作業 1．外観検査 製品表面欠陥の合否判定 2．寸法検査 1)仕上げ検査に入る製品(圧延材、押出材、引抜材の何れか）の各部寸法の測定と合否判定、記録保管 3．引張試験 1）JISで規定された形状の試験片製作 2)引張試験機による試験実施 3)試験結果の合否判定、記録保管
	（2）安全衛生業務 ①雇入れ時の安全衛生教育 ②作業開始前、作業中の安全装置等の点検作業 ③作業場の整理整頓清掃 ④安全保護具の点検・着用 ⑤安全装置、保護具使用による作業 ⑥異常時の報告 ⑦非定常作業開始前のKY（危険予知）の完全実施 ⑧資格要件の確認	（2）安全衛生業務 ①安全衛生教育（定期・都度） ②作業開始前、作業中の安全装置等の点検作業 ③作業場の整理整頓清掃 ④安全保護具の点検・着用 ⑤安全装置、保護具使用による作業 ⑥異常時の報告 ⑦非定常作業開始前のKY（危険予知）の完全実施 ⑧資格要件の確認
関連業務、周辺業務（上記必須業務に関連する技能等の修得に係る業務等で該当するものを選択すること。）	(1)関連業務 ①圧延材調質熱処理作業 ②押出材ストレッチ矯正 ③押出材穴あけ作業 ④押出材曲げ作業 ⑤押出材研磨作業 ⑥押出材整形作業 ⑦熱処理作業 ⑧硬さ試験片製作・硬さ試験 ⑨組織試験片製作・組織試験 ⑩試験成績書の作成 ⑪梱包作業 ⑫設備保守・点検作業 ⑬仕上げ前作業（圧延、連続鋳造、連続圧延、押出、引抜の各本体設備のオペレーションを除く付帯作業） (2)周辺業務 ①材料運搬 ②残材処理 ③治具保守作業 ④屑箱替え作業 ⑤PC入力、材料表示 ⑥治具片付け ⑦床・装置等の清掃 (3)安全衛生業務（関連業務、周辺業務を行う場合は必ず実施する業務） 上記に同じ。	
使用する素材、材料等（該当するものを選択すること。）	圧延された板材・線材、押出された形材・棒材・線材・管材、引抜された棒材・線材・管材	
使用する機械、器具等（該当するものを選択すること。）	仕上げ作業で使用：No.1～No.17 圧延・連続鋳造圧延エリアで使用：No.18～21 押出エリアで使用：No.22～29 前工程～仕上げ作業共通して使用：No.30～34 1．切断機（シャー、スリッター、帯鋸、丸鋸など） 2．矯正機 （テンションレベラー、ローラーレベラーなど） 3．ロール矯正機（押出材用） 4．矯正機(引抜材用） 5．熱処理炉（圧延材用） 6．穴あけ機 7．研磨機 8．洗浄機	9．端面処理機 10．曲げ加工機 11．熱処理炉（引抜材用） 12．各種測定器（ノギス、マイクロメーターなど） 13．旋盤（引張試験片製作用） 14．フライス盤（引張試験片製作用） 15．各種検査機器（機械試験機、成分分析器） 16．表面観察機器（顕微鏡、カメラ） 17．表面観察用試薬 18．面削機 19．均質化熱処理炉(スラブ用） 20．加熱炉（スラブ用） 21．焼鈍炉(冷間圧延中間焼鈍用） 22．溶体化熱処理炉	23．ビレット切断機 24．押出ダイス加熱装置 25．加熱装置(押出ビレット用） 26．ストレッチ矯正機 27．切断機（押出材用） 28．熱処理炉（押出材用） 29．押出ダイス洗浄装置 30．クレーン（特別教育、技能講習等が必要） 31．玉掛け用具 32．フォークリフト （特別教育、技能講習等が必要） 33．保護具 （眼鏡、ヘルメット、安全靴、脚絆、手甲など） 34．各種手工具及び手仕上げ用器工具類
製品等の例（該当するものを選択すること。）	顧客の要求に合わせて梱包した、コイル状板・線・管製品、切り板状板製品、直状形・管・棒製品	
移行対象職種・作業とはならない業務例	1．鋼材製造作業 2．非鉄金属鋳物鋳造作業 3．鍛造作業 4．ダイカスト作業 5．普通旋盤作業 6．フライス盤作業	7．金属プレス作業 8．陽極酸化処理作業 9．機械検査作業 10．機械保全作業 11．溶接作業 12．金属塗装作業	13．工業包装作業 14．プラスチック成形作業 15．電子・電気機器組立作業 16．上記の関連業務及び周辺業務のみの場合